



無理のないゆとりある作業を

2009年3月号

二戸労基署ニュース

=====

厳しい経済情勢下でも労働基準法等関係法令の遵守を！

現在の厳しい経済情勢の下で、経営が悪化し、やむなく労働条件の引き下げ、一時休業、解雇などを行う企業が増加しております。

やむをえない場合であっても、労働条件の引き下げ、一時休業、解雇などを行う場合は、法令で定められている規制や手続き(解雇の場合は、原則として1ヶ月前に予告するか、予告がない場合は、その分の予告手当を支払うことや、休業の場合は、休業1日ごとに平均賃金の6割以上の休業手当を支払う必要があります。)や労使間で定めた必要な手続きなどを遵守するとともに、事前に十分な労使間の話し合いや労働者への説明を行うことが最低限必要です。

とりわけ、解雇については、労働者の生活に大きな打撃を及ぼすものであることから、解雇以外に方法がないか慎重に検討を行っていただくことが望まれます。

労働条件の引き下げ、一時休業、解雇などに関する相談や関係法令等についての問い合わせは、最寄りの労働基準監督署までお願いします。

労働災害発生状況

1. 平成20年1月～12月末(2月末集計分速報値)

- ・ 死亡労働災害: 2件(前年同期比 - 1件)
- ・ 休業四日以上: 103件(前年同期比 - 30件)

2. 平成21年2月末

- ・ 死亡労働災害: 1件(前年同期比 + 1件)
- ・ 休業四日以上: 8件(前年同期比 - 12件)



本年に入り、労働災害の件数は、減少しておりますが、1月31日には、道路の側溝に詰まった雪の除雪作業中に、上流側でせき止められていた水が一気に流れ出し、下流側で側溝の中の雪を除去していた労働者が流され、溺れて死亡するという労働災害が発生しております。

災害防止のため、安全な作業方法を十分に検討してから作業を行いましょう！

=====

二戸・久慈地域産業保健センターを活用してみませんか？

無料で健康相談に応じます。0195 23 4466まで

このニュースへのお問い合わせは 二戸労働基準監督署 0195-23-4131まで。